

第2回日野町議会臨時会会議録

平成27年5月15日

開会 9時00分

閉会 12時10分

1. 出席議員（14名）

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 会議録署名議員

1番	堀江和博	13番	對中芳喜
----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	沢田友男
教育次長	古道清	総務課長	池内俊宏
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	壁田文
介護支援課長	夏原英男	農林課長	門坂俊男
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	中井宣夫	生涯学習課長	山本和宏
学校教育課長	高橋正一	会計管理者	川東昭男

5. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

6. 議事日程

- 日程第 1 選第 1 号 議長選挙について
- 〃 2 議席の指定について
- 〃 3 会議録署名議員の指名について
- 〃 4 会期決定について
- 〃 5 選第 2 号 副議長選挙について
- 〃 6 選第 3 号 常任委員の選任について
- 〃 7 選第 4 号 議会運営委員の選任について
- 〃 8 選第 5 号 東近江行政組合の議会の議員の選挙について
- 〃 9 選第 6 号 八日市布引ライフ組合の議会の議員の選挙について
- 〃 10 選第 7 号 中部清掃組合の議会の議員の選挙について
- 〃 11 議第 37 号 専決処分について（日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 〃 12 議第 38 号 専決処分について（日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 〃 13 議第 39 号 日野町監査委員の選任について
- 〃 14 議第 40 号 予算特別委員会の設置について
- 〃 15 議第 41 号 人口減少対策特別委員会の設置について
- 〃 16 議第 42 号 地域経済対策特別委員会の設置について
- 〃 17 選第 8 号 予算特別委員会の委員の選任について
- 〃 18 選第 9 号 人口減少対策特別委員会の委員の選任について
- 〃 19 選第 10 号 地域経済対策特別委員会の委員の選任について
- 〃 20 議員派遣について

会議の概要

－開会 9時00分－

事務局長（西河 均君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。

一同礼。

－起立・礼－

事務局長（西河 均君） ご着席下さい。

本臨時会は、日野町議会議員一般選挙後の初議会であります。

臨時議長が着席されるまでの間、事務局が進行をさせていただきます。

開会にあたりまして、町長より招集のご挨拶がございます。

町長。

町長（藤澤直広君） 皆さん、おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成27年第2回臨時議会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

台風6号一過となり、野山の新緑も一段と鮮やかさを増してまいりました。議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて、議員活動にご精励いただいておりますことに対し、お喜びを申し上げますとともに、敬意を表する次第でございます。

今回の日野町議会議員一般選挙において、日野町に誰もが誇りをもち、住みよい町にしていこうという熱い思いを持って選挙に臨まれ、ご当選されましたこと、まことにおめでとうございます。改めてお祝いを申し上げますとともに、住民の皆さんの代表としてご活躍されますことをご期待申し上げますところでございます。

4月12日には滋賀県議会議員一般選挙も行われまして、定数が47から44に変更され、日野町の選挙区も東近江市日野町愛荘町選挙区となり、5議席を8名が争う大激戦区となったところでございます。そうした中、日野町から井阪議員、村島議員の2名がめでたく当選をされました。滋賀県の地方自治と日野町のためにご活躍いただきますことを心から期待するものでございます。

新年度がスタートいたしまして、早いもので1ヵ月半が経過をいたしました。町内では各種団体がそれぞれ総会等を開催され、今年1年、また決意を込めて活動する、そういうような決意を新たにいただいているところでございます。

町なかにおきましても南山王祭りを契機としていろいろな祭りが開催をされ、特に5月3日の日野祭におきましては、宵山から盛大な祭りがとり行われました。日野町の友好都市でございます松阪、会津からもお見えいただき、交流を深めたところでございます。この間、鎌掛しゃくなげ谷におきましては、しゃくなげ観光を実施していただいたところでございますが、今年は裏年ということで、花のつきが悪

かったということでございます。そうした中にありましても、藤の寺やダリア園にはたくさんの方がお見えになったと、このような状況でございます。

日野町役場におきましても、4月から新しい職員体制のもとで職務に邁進をいたしておるところでございます。旧山中正吉邸が2年の改修工事を経て、近江日野商人ふるさと館として4月から開館し、現在、資料や写真パネルの展示、食事体験、観光名所の映像をご覧いただくシアターの作成などの取り組みを進めております。また、旧正野薬店包装場につきましても、日野町観光協会まちかど感応館の裏庭に再建が完了をいたしたところでございます。

また、4月15日には、新たな防災の拠点として日野消防署が新築移転いたしました。これまでの消防署より建物も敷地も約2倍の広さとなり、消防救急デジタル無線も整備をされました。

町では、家庭や地域における防災対策に積極的に取り組んでいただけるよう、防災ハンドブックを作成し、3月末に全戸配布もさせていただいたところでございます。自助、共助、公助、それぞれの機能がしっかりと発揮されることで、防災・危機管理体制が強固になっていくことと期待をいたしております。

さて、今年は町村合併60周年の年でございます。3月15日には記念式典を挙行いたしました。町に誇りを持って、さらなる歩みを進めることを確認する年とするため、これにふさわしい事業にも今後取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年は戦後70年の年でもございます。戦争を経験した世代、真の平和の大切さを伝える方々が年々少なくなっておりますが、こうした戦後70年についてしっかりと振り返るということを目的として、4月28日には戦後70年事業実行委員会を開催し、記念誌の発行や講演会等を実施することなどを確認いただいたところでございます。

さて、4月21日には、赤坂御苑で開催されました春の園遊会に招待をいただき、参加をさせていただきました。貴重な体験をすることができたものでございまして、大変ありがたく思っております。

さて、本臨時議会では議会人事案件について審議され、その後、引き続き3件の案件についてご審議をいただくところでございます。十分にご審議をいただきまして、適切なるご採択を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

事務局長（西河 均君） 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、東 正幸議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは、東 正幸議員、議長席に登壇をお願いいたします。

臨時議長（東 正幸君） それでは、ただいまご紹介いただきました東 正幸でござ

います。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わりますまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議員諸君のご協力によりまして、議事がスムーズに進行いたしますことをお願い申し上げます。

ここで、お諮りいたします。初議会でもありますので、自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

－異議なし－

臨時議長（東 正幸君） 異議なしの声をいただきました。ありがとうございます。

それでは、ご承諾いただいたとして、自己紹介をお願いいたします。

まことに勝手ではございますが、議員に引き続き、執行側の皆様にも順次お願いいたします。

それでは、1番議員からよろしくお願いいたします。

－自己紹介－

臨時議長（東 正幸君） ありがとうございます。

それでは、これより、本日をもって招集されました平成27年第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員14名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第1 選第1号、議長選挙についてを上程いたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法といたしましょうか。ご意見をお伺いいたします。

－投票－

臨時議長（東 正幸君） 投票の声がありました。

選挙の方法については、投票の意見がありましたので、そのようにさせていただきます。よろしいでしょうか。

－異議なし－

臨時議長（東 正幸君） ご異議なしの声をいただきましたので、選挙は投票によって行います。直ちに議場を閉鎖いたします。

－議場閉鎖－

臨時議長（東 正幸君） 議場が閉鎖されました。ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。議会規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、堀江和博君と2番、後藤勇樹君の2名を指名いたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

－異議なし－

臨時議長（東 正幸君） 異議なしと認め、立会人に1番、堀江和博君および2番、後藤勇樹君の2名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

－投票用紙配付－

臨時議長（東 正幸君） 投票用紙が配付されました。投票用紙の配付漏れはありませんか。

－なし－

臨時議長（東 正幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

－投票箱点検－

臨時議長（東 正幸君） 投票箱の点検が終わりました。異状なしと認めます。

これより投票に移ります。順次投票をお願いします。投票は1番から順次お願いします。

－投票－

臨時議長（東 正幸君） 投票漏れはありませんか。

－なし－

臨時議長（東 正幸君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。1番、堀江和博君および2番、後藤勇樹君、立ち会いをお願いします。

－開票－

臨時議長（東 正幸君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票中、杉浦和人君8票、東 正幸6票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、議長に杉浦和人君が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

－議場閉鎖解除－

臨時議長（東 正幸君） 議場閉鎖が解除されました。

ただいま議長に当選されました杉浦和人君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

ここで、新議長の挨拶があります。

杉浦和人君、よろしくお願いします。

14番（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長という重責を拝命いたしまして、身に余る思いでございます。同志の皆さんの温かいご支援、ご協力、本当にありがとうございます。

申すまでもなく、我々議会は二元代表制の役割を担う、そうした中で住民の皆さんとともに、この町の発展のために頑張っていかなければならない、このように思っております。町長を、あるいはまた、町政を支える、こういうことではなくして、常に首長とは対等の立場でチェック機能を高め、それが住民の皆さんが求めていることではなかろうかと思っております。また、皆さん方もこの厳しい選挙戦の中で、特に住民の皆さんの声を反映していくと、こういうことをお約束をされたと思えます。そうしたことから、常に言われております議会の緊張感、これをやっぱり何としても執行部とともに緊張感のある議会を運営してまいりたい、このように思っております。

また、選挙期間中、長いのではないかとというご指摘もいただきました。大変僭越でございます。しかしながら、長かってよかったこともあるのではないかなと自分自身に言いつけております。ご案内のとおり、文科省へ寄していただいたときには、なじみの課長さんとお出会いさせていただいて、中学校のエアコンの問題を要望させていただいた即時にご了解をいただいて、当時岡村副町長でございましたけれども、東京から電話を入れて、こういうことを文科省が言っていたいておりますけれども、日野町は対応できますか、いや、ちょっと待って下さい、ちょっと時間下さいという状況の中で、この事業にも携わっていかせていただいたところでございますし、そしてまた、ご案内のとおり、議会報告会でPTAの皆さんが何とか中学校の早くエアコンをつけてほしいという、そういう要望を実現した、これは多くの皆さんが認めていただいております。また、ご案内のとおり、スポーツ振興センターにおきましても、この窓口を開けさせていただいたのも認めていただいておりますし、また、県の土木事業におきましても、それぞれ陳情を重ねてまいりまして、一つ一つ実現してきたことも事実でございます。こうした長かったゆえに人と人との出会い、人と人との人脈をつくらせていただいたおかげだと、私は同志の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

これからもまた、これまで以上に頑張って、住民の皆さんの福祉増進のために頑張りたいと思います。そして、議会改革はもとより、議会の円滑な運営を進めてまいりたいと思いますので、皆さんの格段のご協力を切にお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

臨時議長（東 正幸君） これをもちまして、臨時議長の職務を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

新議長と交代のため、暫時休憩といたします。よろしく申し上げます。

－休憩 9時31分－

－再開 9時32分－

議長（杉浦和人君） それでは、会議を再開いたします。

日程第2 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席をいただいているとおり指定いたしたいと思っております。ただいま着席のとおり、堀江和博君を1番とし、順次議席番号といたします。

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、堀江和博君、13番、對中芳喜君を指名いたします。

日程第4 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第5 選第2号、副議長選挙についてを上程いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票または指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。ご意見をお伺いいたします。

－投票－

議長（杉浦和人君） 投票という声がありました。選挙方法については、投票のご意見がありましたので、そのようにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） 異議なしの声をいただきましたので、選挙は投票によって行います。

直ちに議場を閉鎖いたします。

－議場閉鎖－

議長（杉浦和人君） ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、堀江和博君、2番、後藤勇樹君の2名を指名いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、立会人には1番、堀江和博君および2番、後藤勇樹君の2名を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

－投票用紙配付－

議長（杉浦和人君） 配付漏れはございませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めます。

－投票箱点検－

議長（杉浦和人君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。順次投票をお願いいたします。投票は1番から順次お願いいたします。

－投票－

議長（杉浦和人君） 投票漏れはありませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） 投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。1番、堀江和博君および2番、後藤勇樹君、立ち会いをお願いいたします。

－開票－

議長（杉浦和人君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票中、蒲生行正君7票、對中芳喜君6票、東正幸君1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、副議長に蒲生行正君が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

－議場閉鎖解除－

議長（杉浦和人君） ただいま副議長に当選されました蒲生行正君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

ここで、副議長の挨拶があります。蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいまの副議長選挙におきまして、多くの議員各位からご支援を賜りまして、選任いただきましてありがとうございます。まことに身に余る光栄と存じますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでこの席に立っております。

日野町は今、人口減少問題、地域経済活性化問題等々、各般にわたり取り組まなければならない課題が山積いたしており、これら町民皆様の負託に応える議会の役割は、今まで以上に重くなっていると感じております。もとより浅学非才の身ではありますが、議長を補佐する立場から最善の努力を尽くして職務を果たしてまいりたいと考えております。議員の皆様方、町長をはじめ執行部の皆様方には、これまで以上のご指導とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、まことに簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 日程第6 選第3号、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元へ配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員は、お手元へ配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、ただいま指名いたしました常任委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、各委員会において互選の上、議長に報告されますようお願い申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時から再開いたします。

— 休憩 9時46分 —

— 再開 10時05分 —

議長（杉浦和人君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会の正副委員長が互選され、決定いたしておりますので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長、谷 成隆君、副委員長、齋藤光弘君。

産業建設常任委員会委員長、富田 幸君、副委員長、對中芳喜君。

厚生常任委員会委員長、池元法子君、副委員長、中西佳子君。

以上のとおりであります。

日程第7 選第4号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元へ配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおりと選任することに決しました。

なお、ただいま指名いたしました議会運営委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、互選の上、議長まで報告されるようお願いいたします。

日程第8 選第5号から日程第10 選第7号まで、東近江行政組合の議会の議員の選挙について、ほか2件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、日程第8 選第5号から日程第10 選第7号まで、東近江行政組合議会の議員の選挙について、ほか2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、各組合の議会の議員の指名を行います。

東近江行政組合の議会の議員は、對中芳喜君、私、杉浦和人、以上2名であります。

八日市布引ライフ組合議会の議員は、山田人志君、齋藤光弘君、富田 幸君、以上の3名であります。

中部清掃組合議会の議員は、蒲生行正君、高橋 渉君、東 正幸君、池元法子君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を各組合議会議員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各組合議会の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

日程第11 議第37号から日程第12 議第38号まで、専決処分について（日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、ほか1件を一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） それでは、日程第11 議第37号、専決処分について（日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、日野町税条例等の一部

を改正する条例の専決処分を平成27年3月31日付で行ったものでございます。

今回の主な改正は、個人町民税の寄附金税額控除のうち、ふるさと納税について申告特例制度を創設するほか、燃費性能等により軽自動車税を軽減するグリーン化特例の創設、原付・二輪車等の税率引き上げの1年延期に伴う規定の整備などがございます。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第12 議第38号、専決処分について（日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を平成27年3月31日付で行ったものでございます。

今回の主な改正は、国民健康保険税の基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額をそれぞれ1万円、介護納付金課税額に係る課税限度額を2万円引き上げるほか、国民健康保険税の減額措置の拡充を図るため、軽減判定所得の算定方法を改めるものでございます。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会の委員長の互選、その後、全員協議会でただいまの案件の説明を行っていただきますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

－休憩 10時10分－

－再開 11時01分－

議長（杉浦和人君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選がされ、決定いたしましたのでご報告をいたします。委員長に東 正幸君、副委員長に高橋 渉君。以上のとおりであります。

日程第11 議第37号から日程第12 議第38号まで、専決処分について（日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、ほか1件を一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、第16期の初議会となりました今議会におきましても、前期と同様に定例会、臨時会を問わず、議員の役目としての質疑を行わせていただきます。

今臨時会は、議第37号、専決処分について（日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について）に関しまして、お伺いをいたします。

5月12日に今臨時会の議案書および条例改正の新旧対照表を議会事務局長より届

けていただきました。内容を見るために、12日、13日と読ませていただきましたが、さっぱり私には理解ができませんでした。私の役場勤務の中で所属したことのない課は、税務課と住民課の2つのみであります。住民課は所属していないとはいえ、交通行政は総務課の分掌事務でありましたときに経験いたしておりますし、生活環境行政は中部清掃組合のときに経験をいたしております。税務課のみが全く未経験の課と言えるところでございます。このことから、税条例に対しての知識不足か、はたまた根本的な私の能力不足のためなのか、頭の回線がつながりませんでした。平尾副町長も税務課の経験がないと、こういうふうに思いますが、この議案書と新旧対照表だけで条例改正内容が理解できたでしょうか。ひな壇におられる執行部の皆さんのうち、この議案書と新旧対照表だけで条例改正内容を理解された方がどれだけおられるのでしょうか。議員の皆さんの中でも、この議案書と新旧対照表だけで条例改正内容を理解された方がどれだけおられるのでしょうか。

そこで、私は昨日14日午前に増田税務課長のもとを訪れ、本改正の内容をお聞きいたしました。改正の内容はそこで理解をしたのですが、そのとき増田課長に申し上げたのですが、定例会であれば町長提案説明、担当課長よりの提案内容の詳細説明、その後、数日たってからの本会議の質疑、そして委員会質疑と、提案内容を詳しく調査し、審議できるのですが、臨時会は1日で全てが行われますので、柔軟な頭を持たない私には困難な事態となります。このため、条例改正内容を分かりやすくした資料を議案書送付時に添付されるよう求めました。そうすると、議会全員協議会での説明資料を既に議会事務局に提出してありますとのことでございました。それならば、なぜ臨時会だけでも議案書送付時に添付されないのか、添付できないのか。この点をまずお伺いいたします。

次に、私が企画財政課長職でありました平成6年度ごろから総務課長職でありました平成13年度ごろまでは、3月議会の総務常任委員会の席で税務課長より、毎年行われます地方税法の一部改正が3月末になされ、4月1日より施行される予定であること、この一部改正に伴い、町条例の一部改正を専決処分により行わせていただく予定であり、その内容はこういう改正でありますと事前に説明をされておられたかと記憶をいたしております。私は、15期の議会では総務常任委員ではありませんでしたので、事前の説明がなされていると思っておりましたが、なされておられないようであります。法律改正の詳細が把握できない場合もあり、いつもいつもとはいかないと、こういうふうに思いますが、できる限り3月議会の総務常任委員会の席で事前に説明をされてはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

以上、2つの質問について明解な答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。
税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） ただいま蒲生議員の方から2点についてご質問をいただきました。

まず、第1点につきまして、本日、先ほどの全員協議会で配付させていただいた資料についてでございますけれども、少なくとも今議案書と同時に送れなかったのかというご指摘かと思えますけれども、私の方で資料は作成をしたんですけれども、事前に送付ということに思い至らなかったということで、申しわけなく思っております。全員協議会で配付する資料の取り扱いにつきましては、議会等とも相談しまして、今後の取り扱いについては、できるだけ議員の皆様に議案の内容について審議をしていただきたいように工夫をさせていただきたいと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

それから、第2点目ですけれども、昨日、蒲生議員の方からもご質問のありましたように、以前は本会議、3月議会等でもそういう内容の説明を受けたことがあるというお話でございました。ちょっと私の方はその点については承知はしておりませんでしたが、確かに今回の条例改正の中身につきましては、通常よりもかなり複雑であるという認識で私の方も条例作成にかかわっておりました。蒲生議員と同様のことをお思いになられた方もおられるかと思えますけれども、若干私の説明不足な点もあったかと思えますけれども、条例の審議をしていただく中で、やはりその内容を分かりやすいように工夫するというのは大事な事かなというふうに思います。

例えば、今回の税制改正につきましては、昨年12月30日に税制改正大綱が政府与党の合意で決まっておりますので、その時点では、細かな部分は別ですけれども、概要につきましては決まっておりますので、年明け早々から県庁などともやりとりをしまして、詳細について確認をしてきた経過はございます。そういう経過もございますので、例えば今回の条例改正の中にあります軽自動車税の原付・二輪等の税率改正を1年延期する、あるいはふるさと納税のワンストップ特例の制度につきましては、内容を把握しておりましたので、ご指摘をいただきましたように、例えば3月議会の総務常任委員会で説明ということも、今思えば可能であったのかなというふうに思っております。そういう意味では、こちらの方も、少し思い至らなかった点も多数ありましたけれども、条文整備は、ちょっと正直申し上げまして間際になる部分もございますので、なかなか3月の委員会でということにはまいりませんが、内容につきまして、本日の全員協議会でお話をさせていただいたのに近い内容であれば、確かに3月議会の、例えば総務常任委員会の時間をいただいて説明することも可能であったかなというふうに思っておりますので、税条例の改正につきましては、毎年のようにどうしても施行日が4月1日ということ、それから法律等の改正の国会審議が3月下旬にずれ込むということで、3月議会にお諮りするこ

とができませんけれども、その内容につきましては、十分精査いただけるように工夫をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 今、増田課長からご答弁をいただきました。前向きに捉えていただいているのかなど、かように思います。今後よろしくお願ひ申し上げまして、質疑を終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はありませんか。

13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、議第37、専決処分の税条例の一部改正と議第38の国保税条例の一部改正について、今ちょっと若干質疑だけさせていただきたいと思ひます。

先ほど蒲生氏も述べられましたとおり、なかなか複雑な面で、すぐ分からない分があるわけですが、それなりに感じたことをぜひ聞かせていただきたいと、このように思ひます。

1つは、議第37の専決処分の税条例等の一部改正でありますけれども、この中で特に第31条の町民法人税の関係で、特に均等割の税率が若干変わるといふのか、増額という部分になるわけでありまして、実は今、今回の国のやり方も法人税に対しては、特に法人税率とか法人事業税の所得割をやっぱり全国的に引き下げられております。特に法人の実効税率が34.62パーセントから32.11パーセント、結果的に企業には減税しているやないかという、こういう流れがあるわけですが、そういう中で、その穴埋めとしてこの均等割税率を若干変更して、法人税の均等割を上げていこうという、そういう流れがあるのかなど私は思っているわけですが、それが事実なのかどうかぜひ聞かせていただきたいことと、それから、日野町がこの平成27年度当初予算を出しました。その中で、町民法人税の関係で均等割の分も予算化されているわけでありまして、当然これは何らかの9月かそこらあたりの時点でその増額部分も含めた補正予算が組まれると思ひますけれども、今回のこの改正によって、どのような状況が税制上、収入として変わるのかどうか、ぜひそれを聞かせていただきたいと、このように思ひます。

それから、第16条の中の軽自動車税の特例の関係でありますけれども、特に今回いろいろ批判があったと思ひます。バイクについては1年間、新車については上げません、現行のままでいきますということで延ばされたということもありますし、同時に軽自動車については、この特に環境の負担の小さい自動車については、税率を軽減しようという、グリーン化と言われておりますけど、これをされるということになります。これは大いに活用していくべきだと思ひますけれども、このグリーン化が、本来やっぱりずっと続けられるべきものだと私は思っておりますけれども、

今のところ見ていると、1年のみとか、そういうことになる可能性もあるわけですが、その点の見通しをぜひ聞かせていただきたいと、このように思います。

それから、議第38の専決処分の国保税の条例の一部改正であります。この中で、1つ、税額の関係で納税者に対しては基礎課税額が若干上がるという、基礎課税額が1万円ずつ上がるわけでありまして、納税者にとっては税金が増えるわけです。そういうことで、見ていると、今確かに物価は上がって、年金は下がり、そして、今言っている課税額そのものが逆に上がる。1万円といえども上がるということには間違いのないわけでありまして。

そこで、1つ聞かせていただきたいのは、そういう中で、今現在、日野で国保に加入されている世帯が38パーセント、約3,000世帯あるということを知っておりますし、それから人口に直しますと、24パーセント、五千二、三百人というようなことだということになりますけれども、この第2条の課税額が上がるということに対して現状はどうなるのか試算されていけば、ぜひ聞かせていただきたい。これ1つと。

それから、あと1つは、例の今、国民健康保険、最後のとりでと言われるこの国民健康保険が今、市町村でやっておられますけれども、1年、2年、2018年には全県一本になるという話があります。その状況をぜひ聞かせていただきたい。というのは、どういふのを聞かせていただくかといえ、本来、今、後期高齢者であれば、滋賀県の連合会が保険料を決めて、その保険料を滋賀県で統一した保険料を決めて、それに対して市や町は徴収して、負担金を連合会に上げるという、こういうパターンになっておりますけれども、今回の国民健康保険は、同じようなパターンになるのか、それとも保険料は各市町の独自性を生かすようにして任せて、徴収も任せて、滋賀県の方に、連合といふのか、負担金だけ上げたらいいのか。ちょっとそこらの仕組みが現時点でどうなっているのか、分かる範囲でぜひ説明をよろしくお願ひしたいと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） ただいま對中議員の方から税条例と国保税条例の改正につきまして、何点かご質問をいただきましたので、私の方から答弁をさせていただきます。

まず、税条例等の一部改正に関しまして、第31条の法人町民税の均等割の税率の改正に関しましてご質問をいただきました。對中議員からも発言のありましたように、法人税の税負担の改革につきましては、国の方で大きな議論になっておりまして、具体的に今回の平成27年度の税制改正から法人税改革に具体的に着手ということになるのかなという理解をしております。その中で、法人の所得に対する税がいくつございまして、その実効税率を引き下げるといふのが柱の1つござ

います。

それと、それにあわせまして、外形標準課税という仕組みをとっております。これは県税になるわけなんですけれども、法人の事業税なんかは、ですから広く負担を求めようということで、今日までに特定の企業に偏りがあったものを、より広く負担を求めていこうというのも今回の方で進めております法人税改革の1つかなというふうに理解をしております。そのような中で、今回の法人町民税の均等割に関します改正につきましては、先ほども説明させていただきましたように、均等割の区分が高い方に変わる可能性がございますので、地方にとりましては、今回の改正は税収面でいえばプラス要素になる可能性がございます。具体的には、これまで均等割の区分につきましては、資本金等の額が1つの基準にはなっておったわけなんですけれども、ただ、欠損処理とかを法人の方がしますと、その処理をした後の額でその資本金等の額の区分を決めておりましたので、それを、そのする前の額でするので、資本金なり資本準備金の合計額が基準になりますので、欠損処理をしているところにつきましては、従来よりその資本金等の判定する額が大きくなる可能性がございますので、より均等割の高い区分に移行する可能性が出てまいります。ただ、現状で見ますと、どれだけのところが対象になるかということまで現時点では把握はできておりません。

それと、今回の改正につきましては、27年4月1日以降に新しい事業年度が開始する分からの適用ということになります。ですから、最も早い適用の場合で27年4月1日から28年3月31日の事業年度のところになりますけれども、法人町民税は最終的には決算が終わりましてから2ヵ月後というのが納付期限になっておりますので、最も早い事業所の最終的な法人町民税の額が確定するのは27年度予算に反映するかどうかは若干微妙なところがございますので、ご質問にもありましたように、今後の議会の中でこの均等割の部分を今回の改正に伴って補正する可能性というのは、現時点では低いのかなというふうに思っております。そういう意味で、本格的に、ただそれほど大きい影響になるかどうかまではちょっとまだ見きわめておりませんが、影響が出るのは28年度以降の予算になるのかなというふうに思います。

それと、今回は地方にとりましては増額要因ではございますけれども、議員の指摘のありましたように、全体として所得に係る部分を引き下げする中で、少しこちらの方で上げたのかということですが、ちょっとそこまではこちらの方でも理解をしておりますので、そういう要素もあるのかもしれないけれども、もう少しちょっと勉強させていただければと思います。

それから、法人町民税につきましては、以上の2点かと思えます。

次に、ご指摘をいただきました軽自動車税のグリーン化特例の件でございます。

今回の条例改正でグリーン化特例が新設をされたわけですが、このグリーン化特例の適用は平成28年度の1年限りでございます。確かに、ご指摘のありましたように、今後どうなるのかというのはどなたも気にかかる部分ではありますけれども、現在把握しております情報によりますと、自動車も含めまして、自動車・軽自動車の車体に関する課税につきましては、環境性能というものをより重視する形での課税のあり方そのものを見直す動きにあります。具体的には現在の、例えば自動車取得税ですとか、そういうものを廃止する中で、環境性能に応じた税金を新たに賦課していくという動きになっております。その中で、今回のグリーン化特例も吸収して新しい枠組みをつくっていかうというふうになりますので、そういう中でその新しい環境性能に応じた新しい課税の仕組みがつくられるのが29年度というふうに聞いておりますので、ですからその間のつなぎのような形でのグリーン化特例ということになりますので、28年度1年限りの適用になるんじゃないかなというふうに理解をしておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

それから次に、国保税条例に関する質問をいただきました。今回の改正につきましては、昨年と同じ時期の改正に引き続いてということになりますので、1つは課税限度額の引き上げになりますので、こちらの方は納税者の方にとりましては負担が増えるという形になります。平成26年度末の現在の数字におきまして試算をいたしましたので、その数字をまず申し上げたいと思います。

まず国保税につきましては、医療と、それから後期高齢の支援分、それから介護の分と3つに分かれておるんですけれども、医療分につきましては限度額を超過している世帯が49世帯ございます。これが改正後には48世帯になります。限度額の超過につきましては48万円上がりますので、この分が納税者の負担ということになるかと思えます。それから、後期高齢の支援分につきましては、限度額の超過世帯は28世帯でございますけれども、こちらの方が改正後の適用になりますと22世帯になります。限度額の超過につきましては約25万円になります。それから、介護分につきましては、限度額の超過は6世帯が改正後は5世帯になります。限度額の超過につきましては、約11万円というふうになります。納税者にとりましては、負担になるわけですが、全体で見れば、加入者の中では所得等の多い階層の方が該当する部分でもございますので、全体の保険料を賄っていく上で、今回の引き上げの対象区分になる方につきましては、比較的所得の多い方が中心になるのかなというふうには認識はしております。

それから、もう1つの軽減幅の拡大についてでございますけれども、こちらの方も同様に平成26年度末の状況で試算をいたしましたので、数字をご報告申し上げます。26年度末におきましては、世帯数につきましては2,986世帯、加入世帯がでございます。加入者、被保険者数で言いますと5,144人の方が加入をしておられます。こちらの方

は医療分の数字でちょっとご報告をさせていただきますけれども、5割軽減の方につきましては、世帯数で言いますと395世帯が430世帯に拡大になります。保険者数につきましては、772人の方が843人になります。それから2割軽減につきましては、世帯数が375が378に、それから、保険者数につきましては739が737ということになります。7割軽減につきましては今回変更がございませんけれども、ちなみに世帯数としては665世帯で、保険者数につきましては920人の方になります。5割軽減の増加につきましては、2割軽減の対象になっていた方が新たに5割になるという形になりますので、増加分の大部分は2割軽減世帯の移行かなというふうに認識をしております。それから2割軽減の方につきましては、5割軽減に移行された方が減る一方で、新たに2割軽減の対象になる方が増えますので、数字としてはそんなに大きくは拡大はしておりません。それから、世帯で増えたけれども人数で減っているのも、世帯の構成員の違いがありますので、その辺の影響かなというふうに思っております。トータルで言いますと、減額の対象世帯につきましては、改正前で言いますと1,435世帯で、先ほど言いました加入世帯の2,986から見ますと、48.1パーセントの世帯が対象になります。それから、改正後につきましては、1,473世帯が軽減対象ということで、割合にしますと49.3パーセントの世帯が軽減対象になるということになります。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） ただいま、對中議員の方から国民健康保険について、現状が分かる範囲でということかと思えます。

今、国も含めまして国保の関係につきましては大きな流れの中にあるということでございます。今分かっていることにつきましては、平成30年度から県が保険者となることが決定をされておるところでございます。国保料の徴収につきましては、県が市町の現状に応じて分賦金として額を決定し、それぞれ市町が納めるという形になろうかとは思いますが、この内容につきましては、今後詰めさせてもらっていくことになるかと思えます。ですので、この27年度から29年度、この間にいろんなことを連合会も通じながら、県、国、その辺の情報について町の方も収集に努め、適正に処理をしていきたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それ以上聞いても分からない部分が多いわけで、ちょっとこれだけぜひ教えていただきたいなと思えます。分賦金というのはどういう意味か。もう少し分かりやすく。つまり、先ほど私が言いましたとおり、国民健康の保険税に

については、各市町で決めるのか。そうか、県がこういうような案でやりなさいということを参考にしながら市町で最終的に決めるのか。県独自で決めるわけではないという、ちょっとそこらの部分を説明していただけたらいいかなと思いますけども、よろしく。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） ただいま分賦金ということにしゃべりましたけれども、これについては基本的に今と、税務課の税で徴収をしておる。ただ、この中身につきましては、どういう基準でいくのかという部分を含めまして、話を今後詰めていくというふうになりますので、名称が分賦金という名称で今提示をされておるということでございますので、国保の被保険者の方が納めていただきます方法については、算定の仕方は少し変わるかも分かりませんが、現在と同様な形での徴収方法なりになるということと想われますので、またこの辺の情報につきましては、機会があるごとにご報告の方なりをさせてもらおうかと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

それでは、日程第11 議第37号から日程第12 議第38号まで、専決処分について（日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、ほか1件を議題とし、討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） 討論はないようでありますので、討論は終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第37号、議第38号まで、専決処分について（日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、ほか1件について、別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） 異議なしと認め、一括採決いたします。

議第37号から議第38号まで、専決処分について（日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、ほか1件については原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第37号から議第38号まで、専決処分について（日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、ほか1件については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第13 議第39号、日野町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定に基づき、高橋 渉君の退席を求めます。

－高橋 渉君退席－

議長（杉浦和人君） 本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 日程第13 議第39号、日野町監査委員の選任について。本案は、蒲生行正委員の任期満了に伴い、その後任として高橋 渉氏を選任するため、同意を求めるものでございます。任期は、平成31年4月30日まででございます。ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

本案は、人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第39号、日野町監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 6 名－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立者、着席者、同数により、賛成・反対が同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対する裁決をいたします。

議第39号、日野町監査委員の選任については、議長は原案のとおり可決と裁決いたします。

ここで高橋 渉君の復席を求めます。

－高橋 渉君復席－

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。その場でお待ち下さい。

－休憩 11時39分－

－再開 11時40分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

お諮りいたします。ただいま東 正幸君から、議第40号、予算特別委員会の設置について、議第41号、人口減少対策特別委員会の設置についておよび議第42号、地域経済対策特別委員会の設置についてを提出されました。

これらを、この際、お手元に配付の日程の方に追加いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、日程第14 議第40号、予算特別委員会の設置についてから日程第20 議員派遣についてを日程に追加し、議題といたします。

それでは、日程第14 議第40号から日程第16 議第42号まで、予算特別委員会の設置について、ほか2件を一括議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、各特別委員会設置の趣旨説明を行います。

日程第14 議第40号、予算特別委員会の設置について、提案説明をさせていただきます。

予算編成については、例えば街路灯が暗いので取りかえてほしいとか、あるいはまた、カーブミラーをつけてほしいとかなどの住民の身近な要求がありますが、これも予算に組み入れていないと実現ができないことです。地方自治法では1会計年度における一切の収入および支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと定めています。自治体の予算に計上され、予算執行の責任を明瞭にし、議会の議決がなければなりません。予算編成にあたり審議することは議員として最も重要な責務になっており、任務であります。

以上の理由から予算特別委員会を設置するものであります。なお、この委員会は議長を除く13名と考えております。

続きまして、日程第15 議第41号、人口減少対策特別委員会の設置について提案させていただきます。

現在、全国的にも人口減少時代に入っており、日野町においても緩やかに人口減少が進んでおります。議会では、昨年10月に開催いたしました第4回議会報告会において、人口減少社会についてをテーマに子育て支援、空き家対策を中心に町民の皆さんと意見交換を行いました。その中で貴重なご意見をいただき、議会もこれに応えていかなければならないと思うところでもございます。そうしたことから、また国におきましても人口減少、超高齢化社会を迎え、昨年11月に地方創生関連2法

案が成立され、年末にはまち・ひと・しごと創生戦略が定められたところでもございます。まち・ひと・しごと創生法では市町村にも人口ビジョンおよび地方版総合戦略策定の努力義務が課せられました。日野町においても、今年度から地方版総合戦略の策定が進められることとなりました。この地方版総合戦略は、首長、議員、住民とが一体となることが重要と言われております。

以上の理由より、人口減少問題は高齢化問題にも関連し、地方創生も含め、課題解決に向けて議会で集中的な議論や研究を進めていくため、人口減少対策特別委員会を設置されたく提案するものであります。なお、委員は7名とするものであります。

続きまして、日程第16 議第42号、地域経済対策特別委員会の設置について提案させていただきます。

前期の15期の議会では、第5次日野町総合計画に上げるまちづくりを支える健全な財政運営には、自主的な財源確保が欠かせない重要な柱であるため、優良な企業立地と誘致が必要であると考え、それと、企業誘致面だけでなく、住民生活および他の地域間との交流等活性化のため、道路網の整備も必要となることから、これらの課題解決に向けて研究と議論を進めていくために企業誘致・幹線道路特別委員会が設置されていまして、この企業誘致、道路整備の課題も非常に重要なことであります。それに加え、人口減少対策特別委員会の設置についての提案説明でも申し上げましたが、昨年開催いたしました第4回議会報告会において、事業者の方からも、大企業を中心とするグローバル経済に対して日野町のローカル経済、いわゆる里山経済とも言われておりますけれども、そのような方向で進めていくのかということをもっと考えてほしいとの意見が出されていまして、町内の商店街の商店の減少と空き店舗の問題等、商業振興も近々の課題でもあります。

以上の理由によりまして、企業誘致と道路問題解決に、引き続き議論と研究を進めるとともに、町内の商業振興の対策の課題も同時に議論と研究を進めるため、地域経済対策特別委員会を設置されたく提案するものであります。なお、委員は7名といたします。

以上をもって、提案理由とさせていただきます。議員の皆さんのご賛同のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

日程第14 議第40号から日程第16 議第42号まで、予算特別委員会の設置について、ほか2件を一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

それでは、日程第14 議第40号から日程第16 議第42号まで、予算特別委員会の設置について、ほか2件を議題とし、討論に入ります。

討論はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第40号から議第42号まで、予算特別委員会の設置について、ほか2件について、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第40号から議第42号まで、予算特別委員会の設置について、ほか2件については、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第40号から議第42号まで、予算特別委員会の設置について、ほか2件については、原案のとおり可決と決しました。

なお、ただいま設置されました各特別委員会は、閉会中の継続審査とすることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各特別委員会は閉会中の継続審査をお願いいたします。

ただいま設置いたしました各特別委員会の委員の選任について、日程第17 選第8号から日程第19 選第10号まで、予算特別委員会の委員の選任について、ほか2件についてを一括議題とし、委員会条例第6条第6項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、よって、各特別委員会の委員は、お手元へ配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、互選の上、議長まで報告されるようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。昼食の時間ですけれども、続行して会議を進めますの

で、12時15分に再開いたします。

－休憩 11時49分－

－再開 12時06分－

議長（杉浦和人君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各特別委員会の正副委員長が互選され、決定しておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会の委員長に對中芳喜君、副委員長に堀江和博君。

人口減少対策特別委員会委員長に中西佳子君、副委員長に奥平英雄君。

地域経済対策特別委員会委員長に山田人志君、副委員長に後藤勇樹君。

以上のとおりであります。

日程第20 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することにいたしたいと思いますが、なお、緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長までご報告をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（藤澤直広君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の臨時議会に提案いたしました議案3件につきまして、慎重なご審議を賜り、提案どおり可決、ご承認いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

また、今議会では、議会の役職構成をお決めになり、杉浦議長、蒲生副議長がご就任されたところでございます。また、各委員会や組合の議員など、新たな議会体制を確立されたところでございます。今後の議員各位のご活躍を期待いたしますとともに、適切な議会運営にご尽力をされますことを心よりご期待申し上げますところでございます。

今、人口減少社会、地域の活性化が課題になっております。日野町におきましては、第5次日野町総合計画に掲げるスローガン「ひびきあい『日野のたから』を未来につなぐ、自治の力で輝くまち」のもと、温かいまちづくりを町民の皆さんとともに進めてまいりたいと考えており、この中間年におきます見直しについても議論をいたしておるところでございます。今後とも適切な行財政運営に努め、持続発展可能な元気あるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の

ご支援とご協力をよろしくお願ひいたします。

議員各位におかれましては、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意いただきまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待申し上げまして、閉会にあたりのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして、本日の会議を閉じ、平成27年第2回臨時会を閉会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでございました。

一 閉 会 12時10分 一

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会臨時議長 東 正幸

議 長 杉浦 和人

署名議員 堀江 和博

署名議員 對中 芳喜